

平成29年度第15回庁議提案 審議・**報告**・その他  
提出日：平成29年11月6日  
担当部・課：総務部人事課〔内線4063〕

<b>①件名</b>
非常勤職員の育児休業取得要件について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 人事院において、人事院規則の一部を改正する人事院規則（人事院規則19-0-13）が公布・施行され、非常勤職員の育児休業について、子が1歳6か月以降の期間について休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合、例外的に2歳に達するまで休業できるよう改正された。 <b>【目的】</b> 従来から職員に係る育児休業制度は、地方公務員関係法律を基本としながら、その運用方法は国に準じて改定を行ってきていることから、現行非常勤職員の育児休業取得要件を改正するもの。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> 人事院規則19-0（職員の育児休業等）（平成4年1月17日人事院規則19-0） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第110号） 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第109号） <b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕</b>
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
平成29年9月15日 人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する規則（人事院規則19-0-13）公布（平成29年10月1日施行）
<b>⑤主な内容</b>
子が1歳6か月以降の期間について休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として、次の(1)(2)いずれにも該当する場合は、子が2歳に達する日までを限度として育児休業を延長することができるよう改正するもの。 (1) 子が1歳6か月に達する日において、非常勤職員又は配偶者が育児休業中であること (2) 子が1歳6か月以降の期間について休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として、次のいずれかに該当する場合 ア 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6か月到達日後の期間について、常態として当面その実施が行われないこと イ 当該子の親である配偶者が当該子の1歳6か月到達日後の期間について常態として養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病又は身体・精神上的の障害、別居等養育できない場合

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p><b>【影響・効果】</b>          保育所等に入れない等の理由で、やむなく離職する等、任用継続に支障が出る事態を防ぐことが可能となり、職員が働きながら育児しやすい環境整備を推進することができる。</p>
⑦他の自治体の政策との比較検討
宮城県：平成29年11月定例会に上程予定（公布の日から施行） 大崎市：平成29年12月定例会に上程予定（公布の日から施行） その他市町村においては、検討中。
⑧今後の予定及び施行予定年月日
平成29年12月 市議会第4回定例会に「石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を提案（公布の日から施行予定） 「石巻市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則」を公布（公布の日から施行予定）
⑨その他